

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

(頁)

◎児童虐待・コロナ禍における児童相談とDVの相談について……………1

令和2年（2020年）9月8日

こども家庭支援センター

◎検証項目

児童虐待・コロナ禍における児童相談とDVの相談について

1 検証の目的

外出自粛及び休校等により児童虐待の増加が懸念される状況で、実態の把握、及び児童相談、DV（ドメスティックバイオレンス）相談に係る対応・体制が適切に行われたかを検証し、今後同様な状況においても効果的な対応を図ることを目的とします。なお、今回の検証は新型コロナウイルスへの対応が開始された本年2月から、業務継続計画（BCP）による出勤抑制解除後約1か月が経過した6月末までの期間を検証期間としました。

2 項目別検証結果

(1) 児童虐待の実態把握について

①検証期間中の実態把握の状況

児童虐待の通報・通告は、児童相談所・こども家庭支援課の相談窓口を經由しての連絡、全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル（189）への通報、及び要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）構成員からの通報等により行われ、これらの対応窓口はいずれも検証期間中も通常どおり開設していました。

また、児童相談所の支援・指導中の児童や、要対協によるサポートが行われている家庭への対応についても、基本的には通常どおりとしましたが、安全確認や会議の開催等については、感染の拡大防止を図るため、適宜実施方法の見直し等の検討を行いました。

②実態把握を通して見えた課題

・学校や地域等による実態把握機能の低下

学校・保育園等（以下「学校等」）は休業期間中でも、定期的に電話による日常生活状況の把握等を行い、特に要支援児童については、要対協への定期的な報告も求められているため、児童の安全について一定の状況確認はされました。

しかし、登校時の様子の確認といった日常的な現認は困難であり、また外出自粛を求められる状況では、地域における見守り機能の低下も想定され、4、5月に児童相談所の虐待認知件数が減少（資料参照）した要因として、児童の生活実態が見えにくくなったことが影響した可能性もあります。

・訪問による現認への支障

虐待通報があった場合には、48時間以内に児童の現認が必要であり、検証期間中においてもこうした対応を図りましたが、継続的な状況把握が必要な場合には、感染リスクを軽減する観点から、時間や回数等を抑制しながら訪問を実施する必要もありました。

③今後の対応

・ 児童本人からの通報の利便性の向上

学校、地域等周囲からの把握が難しくなる状況では、児童本人からの通報・連絡がしやすい環境づくりが必要と考えます。本市では、7月から県・政令市と共同で、若年層への訴求力が高いLINE（ライン）アプリによる相談窓口を設置しており、こうした新たな相談ツールを含めた相談・通報窓口について広く周知を図っていきます。

・ 要対協等地域支援者との連携の検証

学校等の休校・休園や、外出自粛が要請された場合であっても、児童虐待の実態把握に、要対協構成機関等地域の支援機関との連携が重要な役割を果たすことに変わりはありません。

本市においては市の組織として児童相談所（以下「児相」）を設置し、介入権限をもつ児相と要対協が、一体的に連携して支援にあたる体制を敷いています。

現在、要対協の会議においてもコロナ禍における実態把握や連携のあり方について総括しており、こうした議論も踏まえ、効果的な把握・連携方法を検討していきます。

・ 家庭訪問時等における感染防止対策の徹底

児童の生活状況の把握には、家庭訪問は欠かすことができず、地域の支援者が児童や家庭との接触を制限される状況にあっては、児相職員等の訪問がより重要性を高めることも考えられます。基本的な感染防止対策の徹底を図るとともに、滞在時間の調整等訪問方法の工夫を含め、職員の感染リスク軽減に努めます。

（２）児童相談とDV相談の相談体制について

①検証期間中の相談・支援体制の状況

検証期間中において、児童虐待の主な相談・通報窓口である「児童相談所における相談」「子育てホットライン(24時間電話相談)」、及びDV相談窓口である「女性のためのDV相談」は、通常どおり相談を実施しました。

ただし、面接相談においては感染拡大を防止するため、面接室や相談者の状況に応じて次のような措置を講じ、また出勤抑制措置がとられた期間中は相談員のシフト対応を図りました。

（面接相談での感染防止対策）

- ・ マスク着用の徹底、相談室等の換気・消毒、相談内容・人数による相談場所の柔軟な変更、体温チェックの実施、相談員用防護服の準備等

相談後の保護や継続的な支援については、組織的な対応が欠かせませんが、今回の出勤抑制期間中においても、出勤職員が在宅勤務者と密接に連絡を行いながら対応し、支援に大きな支障をきたすことはありませんでした。

また、母子のDV被害者への対応では、DV相談担当と児童虐待担当の迅速な連携が求められますが、本市では同じこども家庭支援センター内に両部門を配置し、連携して対応する体制を構築しており、今回の検証期間中も大きな支障は生じませんでした。

②今回の相談対応で見た課題

・面接室等の感染防止対策

児童の気が散ってしまうため、面接室内の亚克力板やシールドが使用できない場合や、プライバシー確保のため面接中のドアの開放が限定される等、感染防止対策と面接相談の両立が難しい面がありました。

・相談者の利用抑制の可能性と周知の必要性

4月～5月頃の時期には、児童相談所の虐待相談件数、子育てホットラインの相談件数の減少がみられ（資料参照）、緊急事態宣言に伴う業務の縮小の報道等により、相談者が相談窓口も中止しているとの誤認や、利用を自粛した可能性も推測されます。一方で女性のためのDV相談では、4月以降電話相談の増加が顕著（資料参照）であり、相談内容として特別定額給付金の特例に係る問い合わせ等が相当数あったことを踏まえると、相談窓口の開設の効果的な周知が重要であると考えます。

③今後の対応

・面接室等の感染防止対策

児童相談・DV相談においては、相談者等の保護等直接支援に繋がる場合もあるため、面接相談を中止することは困難であると考えます。しかし、密閉性が高い相談室内で相対して相談を行うことは、相互の感染リスクを高める恐れがあるため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していきます。

また一方で、児童が含まれる場合やプライバシーの確保の必要性等により、感染防止対策に限界があることも認識する必要があるため、緊急性や危険性が低い場合には、感染リスクがより低い電話対応の比重を増やすなど、状況に応じた柔軟な相談対応を図っていきます。

・相談者の利用抑制の防止

今後、市の業務の縮小や出勤抑制等が再度実施された場合でも、児童虐待・DV相談を継続する場合には、相談者が相談業務の中止等の誤認や、利用自粛を行わないよう、その時点の状況に応じてホームページや広報紙への掲載、関係機関への情報提供等を行い、相談窓口の開設を周知していきます。

・相談後の支援体制の確保

今回の検証期間中においては、相談後の保護や継続的な支援に大きな支障をきたすことはありませんでしたが、今後新型コロナウイルス感染症の蔓延により、長期にわたる出勤抑制や、入所施設等支援機関の支援体制に支障を生じた場合には、児童への支援に影響が生じることも想定されるため、職員の応援体制や関係機関との連携方法等についてあらかじめ協議をし、支援体制が確保できるよう努めていきます。

3 今後の方向性

今後新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、通常行われているような児童の実態把握や、相談体制の確保に影響が生じることも想定され、こうした影響を最小限に抑えるためには、多様な相談ツールの提供や所謂リモート環境での対応の検討の必要性も考えられます。

しかし、例えば家庭からのWEBカメラを通したリモート環境での相談が、本人以外の家族が相談事実を知り、相談者に危険が及ぶ恐れがあるなど、児童虐待・DV相談が身体上の危険と隣り合わせにある点も十分に考慮する必要があります。また、相談後の保護等の直接的な支援は、支援者と要保護者の接触が不可欠であり、リモート環境での業務にはなじみません。

こうした点を踏まえ、今後の感染拡大時等においても、児童虐待・DV相談や支援では、可能な限り感染防止対策を徹底し、相談者の利便性と安全を確保した上で、面接を基本とした相談支援体制の継続を図り、相談者等の個別の状況に適切に対応していきたいと考えています。

(資料)

相談・通報件数の推移（速報値）

・児童相談所の相談で虐待と分類された件数

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	58	64	54	74	88	338
2年	58	63	45	44	86	296

期間中全体では前年をやや下回る件数でしたが、4、5月は他の月との比較、対前年比いずれも件数が減少し、特に5月は前年件数を大きく下回りました。また、6月の件数はほぼ前年並みでしたが、前月からは大きく増加し期間中でも最多でした。

・子育てホットラインの相談件数

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	299	301	533	258	287	1,678
2年	270	254	188	280	263	1,255

相談件数は概ね200件台後半で推移しましたが4月は大きく減少し、期間中全体では前年実績を下回りました。

・女性のためのDV相談件数

(全体)

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	66	94	53	55	68	336
2年	38	56	75	76	115	360

(来所)

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	36	30	26	24	35	151
2年	15	26	26	24	31	122

(電話)

	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
元年	30	64	27	31	33	185
2年	23	30	49	52	84	238

全体の相談件数は期間中増加傾向にあり、対前年比でも3月までは前年実績を下回ったものの、4月以降は前年実績を上回っています。相談方法別では、来所相談件数の増加は緩やかで、対前年比でもほぼ横ばいであった一方、電話相談件数は大きく増加し、対前年比でも4月以降は前年実績を大きく上回りました。